

## 公益財団法人神奈川県福利協会退職共済規程

昭和 53 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 3 月 29 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下「本会」という。)の定款第 4 条の規定する事業(以下「共済制度」という。)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 神奈川県下(原則として、横浜市所管を除く。)の民間社会福祉施設・団体(以下「施設・団体」という。)を経営する法人又は個人で、本会との間で共済契約を締結する立場にあるもの
  - (2) 共済契約者 共済契約の当事者である事業主
  - (3) 加入者 共済契約者が経営する施設・団体に勤務する有給の職員で、就業規則、労働契約等により、共済制度の受益者とされた者
  - (4) 共済契約 この規程で定める共済制度に必要な資金を共済契約者が本会に預託することを約し、本会が共済契約者からの権限の委任を受け、すべての共済契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約す契約をいう。
- 2 定款第 4 条第 1 項第 2 号に定めるその他公益目的を達成するための必要な事業については、次の各号に定めるものとする。
- (1) 福利厚生事業 非営利法人の従事職員等に対する自己啓発・余暇活動への支援、生活資金等の貸付、慶弔・長期加入者顕彰等の給付など実施するものとする。
  - (2) 研修事業 施設経営をはじめ人材確保、人材育成などに視点を置いた研修やセミナーなどを実施していくものとする。
  - (3) 広報普及事業 広報紙「福利かながわ」を発行するとともに、ホームページ等を活用し、広く福利協会の事業と普及促進に努めていくものとする。

#### (加入の手続)

第 3 条 本会の共済制度に加入しようとする者は、共済契約者又は民間社会福祉施設の長(本会共済制度に関する業務につき、共済契約者の権限の委任を受けた者に限る。)(以下「共済契約者等」という。)を経由して所定の新規加入通知書を提出しなければならない。なお、加入しようとする者は 65 歳未満とする。

#### (共済契約の締結等)

- 第 3 条の 2 事業主は、共済契約の申込をしようとするときは、共済契約申込書(様式 1 号)に新規加入通知書等を添付して理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申込を理事会の議を経て承諾した時は、共済制度加盟承諾通知書(様式 3 号)と本退職共済規程を共済契約者に送付するものとする。
  - 3 事業主が、施設を新設し、新たにその施設の職員を加入者としてしようとする場合

の手続きは、前2項を準用する。

(加入の時期)

第4条 加入者の共済制度への加入の時期は、共済契約者等が第3条の手続きをとり、理事長が加入を承認した日とする。ただし、共済契約者等の希望により、加入の時期を年度内に限り遡ることができる。

(資格喪失の時期)

第5条 加入者は、次のいずれかに該当するときは、その翌日から加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設・団体を退職したとき。ただし、加入者が本会の共済制度に加盟している他の施設・団体に引続き勤務し、第2条第1項第3号により、その施設・団体の共済契約者等が加入を承認した場合は、この限りでない。
- (3) 加入者が共済契約者等の承認を得て、加入辞退を申し出たとき。
- (4) 共済契約者等が加入者の4分の3以上の同意を得て、共済契約の解除を申し出たとき。
- (5) 掛金の3ヶ月以上の滞納等により共済契約が解除されたとき。

(掛金停止年齢の設定等)

第5条の2 加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月から、掛金の納入を停止する。(以下、掛金の納入を停止した者を「掛金停止者」という。)

- 2 前項の掛金停止者の掛金納入停止時までの平均標準給与月額に別表第(3)に定める率を乗じた額(以下「掛金停止時確定額」という。)を算出し共済契約者等へ通知するものとする。

(加入期間)

第6条 加入期間は、月によるものとし、理事長が加入を承認した日の属する月から第5条各号の事由が生じた日の属する月までとする。ただし、第10条第1項ただし書の規定により、掛金の納入を中断した期間及び第5条の2第1項の規定による掛金の納入を停止した期間は、加入期間から控除する。

- 2 加入者が、本会共済制度に加盟している共済契約者の施設・団体に異動し、引き続き勤務するときは、異動前の加入期間を継続することができる。

(加入期間の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、昭和29年3月31日以前に、神奈川県内の施設に勤務していた期間は、これを加入期間に算入する。ただし、昭和43年3月31日までに本会の共済制度に加入し、加入者でなくなったときの加入期間が8年以上ある者とする。

(共済契約者等の義務)

第7条の2 共済契約者は、共済契約に基づく掛金を納付しなければならない。

- 2 共済契約者等は、共済契約に基づき本会から通知された事項を所属の加入者に周知させなければならない。
- 3 共済契約者等は、本退職共済規程を遵守するとともに、本会の目的の達成及び事業の推進に協力するものとする。

(共済契約の解除)

第7条の3 本会は、共済契約者が正当な理由なくして共済契約条項を履行しないときは、理事会に諮るとともに当該共済契約に係る加入者にその旨を通知することにより、共済契約を解除することができる。

- 2 共済契約者は、加入者の4分の3以上の同意を得て、共済契約を解除することができる。
- 3 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

## 第2章 掛金

### (掛金の額)

第8条 掛金の額は、標準給与月額の1,000分の45とする。

### (掛金の負担率)

第9条 前条の掛金の負担率は、加入者が1,000分の20を、施設が1,000分の25の負担とする。ただし、掛金停止者は、この限りでない。

### (掛金の納付義務)

第10条 加入者（掛金停止者を除く。）は、共済制度に加入した月から脱退した月までの掛金のうち前条の自己負担分を毎月納入しなければならない。ただし、加入者（掛金停止者を除く。）が休職等により無給となり掛金の納入が困難な場合は、掛金の納入を一時中断することができる。

- 2 共済契約者等は、加入者（掛金停止者を除く。）が納入した掛金を毎月取りまとめ、施設負担分と合わせて、当該月の末日までに本会に納付しなければならない。

### (掛金の不返還)

第10条の2 納付された掛金は、やむを得ない事情があると理事長が認める場合を除き、納付期限後1ヶ月を経過した後は返還しない。

### (延滞金)

第11条 掛金の納付が、納付期限後1ヶ月を超えた場合は、年利14.6%の割合で納付した日までの日数によって計算した額の延滞金を共済契約者から徴収する。ただし、計算された額が500円未満の場合は、徴収しない。

### (標準給与月額)

第12条 標準給与月額は、加入者の給与月額に基づいて別表(1)により定める。ただし、掛金停止者は、この限りでない。

- 2 前項に定められた標準給与月額は、その年の10月に改定し、翌年9月までの各月の標準給与月額とする。
- 3 新しく加入した者は、加入者となった日現在の給与月額にもとづきこれを定め、最初の9月までの標準給与月額とする。
- 4 この規定の給与月額とは、加入者が勤務の対価として受ける本給、調整手当、扶養手当及びその他の手当(通勤手当、時間外手当及び臨時に支給される手当を除く。)の合計額とする。

### (標準給与月額の算定届)

第13条 共済契約者等は、毎年8月1日に在籍している全加入者（掛金停止者を除く。）の5月、6月及び7月の平均給与月額を、標準給与月額算定基礎届により提出しなければならない。

### (給付の算定基礎となる平均標準給与月額)

第14条 給付の算定にあたっては、平均標準給与月額を用いる。

- 2 前項の平均標準給与月額は、加入者が加入していた全加入期間の各月の標準給与月額の合計額を、全加入期間で除して得た額とする。

### (標準給与月額の計算特例)

第15条 前条の規定にかかわらず、昭和57年3月31日(以下「基準日」という。)以前に本会の共済制度に加入していた者の、基準日現在までの各月の標準給与月額は、基準日前各月の標準給与月額を平均した額とする。ただし、加入期間が3年を超えるときは、直近3年をもって計算した額とする

## 第3章 給付

## 第1節 通則

### (給付の種類)

第16条 共済制度における給付の種類は、長期給付及び短期給付とする。

2 長期給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職一時金
- (2) 遺族一時金

3 短期給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 慶弔金
- (2) 退会一時金

4 前項各号に掲げる短期給付は、別に定めるものとする。

### (長期給付の請求)

第17条 加入者が退職したとき(死亡による退職を含む。)は、共済契約者等は別に定める申請書を本会に提出しなければならない。

### (長期給付の支給制限)

第18条 加入者が懲戒免職又は禁固以上の刑に処せられ退職したときは、長期給付を支給しない。ただし、掛金のうち加入者の負担分は、その累計額を支払うものとする。

### (給付金の支給時期等)

第19条 第16条第2号の長期給付は、第17条により、毎月締切日の属する月末までに、共済契約者等又は第23条、第25条により遺族に支給する。ただし、共済契約者等が第10条第2項に基づく払込みがあるまで支給を停止することができる。

2 前項本文により支給を受けた共済契約者等は、これを長期給付を受ける者に遅滞なく給付しなければならない。

### (端数処理)

第20条 長期給付の計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

### (掛金停止者加算金及び加算金金利)

第20条の2 掛金停止者加算金は、掛金停止時確定額に年度ごとの加算金金利を単利で計算した額の累計額とする。なお、年度の途中で退職した場合、月割計算とする。年度ごとの加算金金利は、平成30年度以降、前年度の10年国債の金利を年度平均したもの(小数点以下3位を切り捨て)をもとに算定し、その算定した加算金金利が0.1%を下回る場合は0.1%とし、上限は0.5%とする。

2 前項の年度ごとの加算金金利は、別に定め、共済契約者等に通知する。

## 第2節 退職一時金

### (支給要件)

第21条 加入者が、加入期間1年以上で退職したときは、退職一時金を支給する。

### (退職一時金の額)

第22条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次により定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与月額×別表(3)に定める率

2 掛金停止者が退職した時は、第20条の2で算出した掛金停止者加算金に掛金停止時確定額を加えた額を退職一時金とする。

## 第3節 遺族一時金

### (支給要件)

第23条 加入者が加入期間1年以上で死亡により退職したときその遺族に遺族一時金を支給する。

(遺族一時金の額)

第 24 条 遺族一時金の額は、第 22 条に定めた額とする。

(遺族の範囲と順位)

第 25 条 遺族一時金を受ける遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが加入者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で加入者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、加入者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 遺族一時金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、その各号に規定する順序による。この場合において、父母については、養父母、実父母の順序により、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。

3 前項の規定により遺族一時金の支給を受けるべき順位の遺族が 2 人以上あるときは、受取についての委任状を作成し、その代表者あてに給付するものとする。

#### 第 4 章 貸付金

(貸付金)

第 26 条 貸付金は、生活資金及び住宅・土地資金とし、別に定めるものとする。

#### 第 5 章 資金

(資金)

第 27 条 共済制度の資金は、次の各号のものからなる。

- (1) 掛金
- (2) 補助金
- (3) 資産から生じる果実
- (4) その他の収入

(資金の充当)

第 28 条 定款第 9 条に基づき、共済制度の運営に必要な経費及び法人事務費については、第 27 条の資金を充当することができる。ただし、充当額及び充当順位等については当初予算決定時に運営委員会に諮り、理事会で定める。

(財産の分別管理)

第 28 条の 2 本会は、共済契約者からの預託された資産とその他の資産とを区分して管理する。

#### 第 6 章 制度の運営

(運営委員会)

第 29 条 本会は、共済制度の適正な運営を期するため、定款第 5 6 条第 1 項第 1 号に規定する運営委員会において行うものとする。

(資金の運用)

第 29 条の 2 本会は、資金の運用に係る基本的な事項について方針を定め、安全かつ有利な運用に努めるものとする。

(年金信託契約及び年金特定信託契約)

第 30 条 本会は、共済制度の円滑なる運営を期するため、信託銀行との間に年金信託契

約及び年金特定信託契約を締結する。

(退職共済制度の財政再計算)

第31条 本会は、毎年度財政の検証を行うとともに、将来に向かって財政の均衡が保てるように財政の再計算を5年ごとに行うものとし、必要あると認めたときは適正な修正を行うものとする。

(信託財産等の配分)

第32条 共済制度を廃止したときは、加入者に対し、廃止日現在におけるそれぞれの掛金納付額及び長期給付の額に応じ保有する信託金等を配分する。また、本会が共済契約に基づき負担する債務については、共済契約者から預託された総資産の限度内において履行の責任を負う。

(規程の改廃)

第33条 共済制度は、経済情勢の変化又は社会保障制度の改正等に応じ、その一部若しくは全部を改正又は廃止することができる。

## 第7章 雑則

(時効)

第34条 第16条第2項に規定する給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から5年間これを行わないときは、消滅する。

(届出義務)

第35条 共済契約者等は加入者について、次の各号に掲げる事由が生じたときは別に定める届書を提出しなければならない。

- (1) 加入期間が1年未満で退職したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 他の共済契約者が経営する施設・団体に異動したとき。
- (4) 休職等により掛金の中断又は再開するとき。
- (5) その他本会が必要と認めた事項

2 共済契約者等は、施設・団体の名称、住所及び共済契約者等を変更したときは、変更届を提出しなければならない。

(受給権の処分禁止)

第36条 この規程による給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできない。

(脱退の場合の取扱い)

第37条 第5条第3号(退職後の再雇用の形態に大幅な相違がなく(定年退職の場合を除く。))理事会が同条第2号の退職と認定しない場合を含む。)、第4号及び第5号の場合における退職一時金の給付は、この規程に定めるところにより、計算した額の2分の1以内の額を支払うことができる。ただし、理事会が承認した場合はこの限りでない。

なお、その計算した額が加入者の負担した掛金の累計額を下回る場合は、加入者の負担した掛金の累計額を支払うこととする。

(細則)

第38条 本制度に特別の規程あるものを除くほか、本制度の実施のための手続きその他必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において、改正前の規定により加入資格を有している者は、本則第2条に規定する加入者とし、加入資格を有している者が所属する施設・団体を経営している事業主との間においては、本則第2条に規定する共済契約の効力が及

ぶものとみなす。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。(平成 24 年 3 月 29 日理事会議決)

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「改正日」という。）から施行する。ただし、財政状況、社会情勢の変化等を勘案し、一定の期間経過ののち見直しを行うものとする。(令和 3 年 1 2 月 1 7 日理事会議決)

(経過措置 別表 (3))

第 2 条 改正日付で本退職共済制度を改正したことに伴い、改正日前日において既に本退職共済制度の加入者である者（以下「経過措置者」という。）が退職又は死亡したとき、次の各号により計算される額を比べ、第 1 号に定める額が第 2 号に定める額を上回るときはその差額を当該経過措置者の退職時又は死亡時に第 22 条第 1 項、第 24 条により計算される給付額に併せて支給する。

- (1) 改正前の規程により改正日前日に退職したものとして計算される退職一時金又は遺族一時金
- (2) 本則により改正日前日に退職したものとして計算される退職一時金又は遺族一時金

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。ただし、財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定の期間経過ののち見直しを行うものとする。(平成 28 年 12 月 16 日理事会議決)

(経過措置)

第 2 条 第 5 条の 2 について、施行日前に満 6 5 歳を過ぎている加入者は、平成 3 0 年 4 月に適用する。適用後に退職等された場合は、第 5 条の取り扱いとする。

第 3 条 施行日前の既加入者で改正後の第 5 条の 2 に該当した者のうち、加入期間が 1 0 年を満たしていない場合は、加入期間 1 0 年を限度として第 5 条の 2 の適用を保留できるものとする。

2 施行日前において、退職年金受給中の者(以下「既年金受給者」という。)および退職年金の支給を停止されている者(以下「年金受給待期者」という。)は、平成 2 9 年度中に退職年金に代えて支給する一時金への切り換え申請を行うこととし、次の取り扱いとする。

- (1) 既年金受給者は、退職年金に代えて支給する一時金の額を算出し、その算出した額に年率 0. 1 % を乗じて得た額を退職年金に代えて支給する一時金の額に加算し、清算給付する。
- (2) 年金受給待期者は、待期年数(端数月切り上げ)に年率 0. 1 % を乗じて得た利率を退職年金に代えて支給する一時金の額に乗じて得た額を、当該退職年金にかえて支給する一時金に加算し、清算給付する。

## 平成 29 年 4 月 1 日改正前の規定

### (加入の手続)

第 3 条 本会の共済制度に加入しようとする者は、共済契約者又は民間社会福祉施設の長(本会共済制度に関する業務につき、共済契約者の権限の委任を受けた者に限る。)(以下「共済契約者等」という。))を経由して所定の新規加入通知書を提出しなければならない。

### (資格喪失の時期)

第 5 条 加入者は、次のいずれかに該当するときは、その翌日から加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 施設・団体を退職したとき。
- (3) 加入者が共済契約者等の承認を得て、加入辞退を申し出たとき。
- (4) 共済契約者等が加入者の 4 分の 3 以上の同意を得て、共済契約の解除を申し出たとき。
- (5) 掛金の 3 ヶ月以上の滞納等により共済契約が解除されたとき。

### (加入期間)

第 6 条 加入期間は、月によるものとし、理事長が加入を承認した日の属する月から前条各号の事由が生じた日の属する月までとする。ただし、第 10 条第 1 項ただし書の規定により、掛金の納入を中断した期間は、加入期間から控除する。

2 加入者が、本会共済制度に加盟している共済契約者の施設・団体に異動し、引き続き勤務するときは、異動前の加入期間を継続することができる。

### (掛金の負担率)

第 9 条 前条の掛金の負担率は、加入者が 1,000 分の 20 を、施設が 1,000 分の 25 の負担とする。

### (掛金の納付義務)

第 10 条 加入者は、共済制度に加入した月から脱退した月までの掛金のうち前条の自己負担分を毎月納入しなければならない。ただし、加入者が休職等により無給となり掛金の納入が困難な場合は、掛金の納入を一時中断することができる。

2 共済契約者等は、加入者が納入した掛金を毎月取りまとめ、施設負担分と合わせて、当該月の末日までに本会に納付しなければならない。

### (標準給与月額算定届)

第 13 条 共済契約者等は、毎年 8 月 1 日に在籍している全加入者の 5 月、6 月及び 7 月の平均給与月額を、標準給与月額算定基礎届により提出しなければならない。

### (給付の種類)

第 16 条 共済制度における給付の種類は、長期給付及び短期給付とする。

2 長期給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金
- (4) 退職年金にかえて支給する一時金

3 短期給付は、次に掲げるものとする。

- (1) 慶弔金
- (2) 退会一時金

4 前項各号に掲げる短期給付は、別に定めるところにより支給する。

### (給付の請求)

第 17 条 加入者が退職したとき(死亡による退職を含む。))は、共済契約者等からの請求



により給付金額を共済契約者等に支給する。ただし、退職年金については、本会が共済契約者等から権限委託を受け、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)に直接給付するものとする。

2 前項本文により支給を受けた共済契約者等は、これを受給権者に遅滞なく給付しなければならない。

(退職年金の支給期間)

第 18 条 退職年金は、その受給権が発生した翌月から開始し、給付期間は 20 年の有期とする。

(退職年金の支給時期)

第 19 条 退職年金は、毎年 2 月、5 月、8 月及び 11 月の各月 20 日までにそれぞれの前月までの分を支給する。

(退職年金にかえて支給する一時金)

第 20 条 退職年金受給権者は、退職年金にかえて一時金の支給を受けることができる。

(退職年金の失権)

第 21 条 退職年金の受給権は、受給者が死亡したとき消滅する。

(未払金、未済給付金の特例)

第 24 条 受給権者が死亡した場合、その者に未給付がある場合は第 33 条に定める遺族に支給する。

(端数処理)

第 25 条 退職年金及び退職一時金の計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

## 第 2 節 退職年金

(支給要件)

第 26 条 加入者が加入期間 20 年以上で退職したときは、退職年金を支給する。

(退職年金の額)

第 27 条 退職年金の月額は、加入期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与月額×別表(3)に定める率÷別表(5)の残存期間 20 年の換算率

(支給停止)

第 28 条 退職年金は、受給権者が 60 歳未満である間はその支給を停止する。

## 第 3 節 退職一時金

(支給要件)

第 29 条 加入者が、加入期間 1 年以上 20 年未満で退職したときは、退職一時金を支給する。

## 第 4 節 遺族一時金

(支給要件)

第 31 条 遺族一時金は、次の各号のいずれかに該当する場合にその遺族に支給する。

- (1) 加入者が加入期間 20 年以上で死亡したとき。
- (2) 加入者が加入期間 1 年以上 20 年未満で死亡したとき。
- (3) 第 28 条の規定により、支給を停止されている退職年金の受給権者が死亡したとき。
- (4) 退職年金の受給権者が退職年金を支給された後、20 年を経過する前に死亡したとき。

第 32 条 遺族一時金の額は、次の各号により掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

めるところにより計算される金額とする。

- (1) 前条第1号から第3号に該当する場合  
平均標準給与月額×別表(3)に定める率
- (2) 前条第4号に該当する場合  
退職年金月額×別表(5)に定める率

#### 第5節 退職年金に代えて支給する一時金

(支給要件)

第34条 退職年金の受給権者が、退職後20年以内に一時金の支給を申し出たときは、退職年金に代えて一時金を支給する。

(退職年金に代えて支給する一時金の額)

第35条 退職年金に代えて支給する一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定めるところにより計算される金額とする。

- (1) 退職年金の受給権者が請求と同時に一時金の受給を申し出たとき、又は第28条の規定により支給を停止されている退職年金の受給権者が一時金の支給を申し出たとき。  
平均標準給与月額×別表(3)に定める率
- (2) 退職年金の受給権者が、退職年金の支給開始後20年未満で一時金の支給を申し出たとき。  
退職年金月額×別表(5)に定める率

(信託財産等の配分)

第42条 共済制度を廃止したときは、加入者及び退職年金の受給権者に対し、廃止日現在におけるそれぞれの退職給付金の額に応じ保有する信託金等を配分する。また、本会が共済契約に基づき負担する債務については、共済契約者から預託された総資産の限度内において履行の責任を負う。

(届出義務)

第45条 共済契約者等は加入者について、次の各号に掲げる事由が生じたときは届書を提出しなければならない。

- (1) 加入期間が1年未満で退職したとき。
  - (2) 氏名を変更したとき。
  - (3) 他の共済契約者が経営する施設・団体に異動したとき。
  - (4) 休職等により掛金の中断又は再開するとき。
  - (5) その他本会が必要と認めた事項
- 2 共済契約者等は、施設・団体の名称、住所及び共済契約者等を変更したときは、変更届を提出しなければならない。
- 3 退職年金受給権者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 印鑑、住所、退職年金受領方法等を記載した書類
  - (2) 氏名、住所、届出印、退職年金受領方法等を変更したとき、その事項を記載した変更届
  - (3) 提出期限2ヶ月前に作成された現況届(提出期限毎年12月10日)
  - (4) 制度運営に支障を及ぼさないと認めたときは前号の書類の提出を省略するか、又は別に指定した書類をもってこれを代えることができる。

(給付の支払いの差し止め)

第46条 退職年金受給権者が、正当な理由なく前条第3項の規定による書類の提出がないときは、当該書類の提出あるまで給付の支払いを一時差し止めることができる。

## 附則

### 平成 16 年 10 月 1 日改正附則

#### (経過措置)

第 2 条 改正日の前日において退職年金受給中の者および退職年金の支給を停止されている者の給付については、なお従前の例による。

2 改正日付で本年金共済制度を改正したことに伴い、改正日の前日において既に本年金共済制度の加入者である者（以下「経過措置者」という。）が退職又は死亡したときは、次の各号により計算される額を比べ、第 1 号に定める額が第 2 号に定める額を上回るときは、その差額（年金給付の場合は、当該差額を別表(5)の残存期間 20 年の換算率で除して得た額）を当該経過措置者の退職時、死亡時又は本則第 28 条の規程により退職年金の支給を停止している経過措置者が年金の支給に代えて一時金の支給を申し出たときに、本則第 27 条、第 30 条、第 32 条又は第 35 条第 1 号により計算される給付額に併せて支給するものとする。

- (1) 改正前の規程により改正日前日に退職したもとして計算される要支給額
- (2) 本則により改正日前日に退職したもとして計算される要支給額

### 平成 16 年 10 月 1 日改正前の規定

#### (退職一時金)

第 30 条 退職一時金の額は、加入期間に応じ、次に定めるところにより計算される金額とする。

平均標準給与月額×別表(3)に定める率×0.7

ただし、平成 10 年 3 月 31 日現在加入者であった者については、次に定めるところにより計算される額とする。

平成 10 年 3 月 31 日までの平均標準給与月額×平成 10 年 3 月 31 日までに加入期間に応じた別表(3)に定める率+0.7×{(平均標準給与月額×別表(3)に定める率)−(平成 10 年 3 月 31 日までの平均標準給与月額×平成 10 年 3 月 31 日までの加入期間に応じた別表(3)に定める率)}

(年金に代えて支給する一時金の額)

第 35 条 年金に代えて支給する一時金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定めるところにより支給する。

- (1) 退職年金の受給権者が請求と同時に一時金の受給を申し出たとき、又は第 28 条の規定により支給を停止されている退職年金の受給権者が一時金を申し出たとき

平均標準給与月額×別表(4)に定める率×0.7

ただし、平成 10 年 3 月 31 日現在加入者であった者については、次に定めるところにより計算される額とする。平成 10 年 3 月 31 日までの平均標準給与月額×平成 10 年 3 月 31 日までに加入期間に応じた別表(4)に定める率（当該加入期間が 20 年未満の場合は別表(3)に定める率）+0.7×{(平均標準給与月額×別表(4)に定める率)−(平成 10 年 3 月 31 日までの平均標準給与月額×平成 10 年 3 月 31 日までの加入期間に応じた別表(4)に定める率（当該加入期間が 20 年未満の場合は別表(3)に定める率）}

別表（１） 標準給与等級及び掛金月額表

(単位：円)

等級	標準給与月額	給 与 月 額	掛 金 額		
			加入者 20/1000	施 設 25/1000	掛金月額 45/1000
1	92,000	～ 94,999	1,840	2,300	4,140
2	98,000	95,000～100,999	1,960	2,450	4,410
3	104,000	101,000～106,999	2,080	2,600	4,680
4	110,000	107,000～113,999	2,200	2,750	4,950
5	118,000	114,000～121,999	2,360	2,950	5,310
6	126,000	122,000～129,999	2,520	3,150	5,670
7	134,000	130,000～137,999	2,680	3,350	6,030
8	142,000	138,000～145,999	2,840	3,550	6,390
9	150,000	146,000～154,999	3,000	3,750	6,750
10	160,000	155,000～164,999	3,200	4,000	7,200
11	170,000	165,000～174,999	3,400	4,250	7,650
12	180,000	175,000～184,999	3,600	4,500	8,100
13	190,000	185,000～194,999	3,800	4,750	8,550
14	200,000	195,000～209,999	4,000	5,000	9,000
15	220,000	210,000～229,999	4,400	5,500	9,900
16	240,000	230,000～249,999	4,800	6,000	10,800
17	260,000	250,000～269,999	5,200	6,500	11,700
18	280,000	270,000～289,999	5,600	7,000	12,600
19	300,000	290,000～309,999	6,000	7,500	13,500
20	320,000	310,000～329,999	6,400	8,000	14,400
21	340,000	330,000～349,999	6,800	8,500	15,300
22	360,000	350,000～369,999	7,200	9,000	16,200
23	380,000	370,000～394,999	7,600	9,500	17,100
24	410,000	395,000～424,999	8,200	10,250	18,450
25	440,000	425,000～454,999	8,800	11,000	19,800
26	470,000	455,000～484,999	9,400	11,750	21,150
27	500,000	485,000～514,999	10,000	12,500	22,500
28	530,000	515,000～544,999	10,600	13,250	23,850
29	560,000	545,000～574,999	11,200	14,000	25,200
30	590,000	575,000～	11,800	14,750	26,550

別表（3） 退職一時金・遺族一時金支給率表

令和4年4月1日改正

加入期間	支給率(倍)	加入期間	支給率(倍)
1 年	0.377	24 年	14.701
2	0.707	25	15.538
3	1.037	26	16.362
4	1.595	27	17.207
5	1.980	28	18.047
6	2.419	29	18.906
7	2.928	30	19.753
8	4.322	31	20.140
9	4.862	32	20.528
10	5.402	33	20.915
11	5.942	34	21.303
12	6.482	35	21.690
13	7.022	36	22.078
14	7.562	37	22.465
15	8.102	38	22.853
16	8.642	39	23.240
17	9.182	40	23.628
18	9.859	41	24.016
19	10.624	42	24.404
20	11.445	43	24.792
21	12.255	44	25.180
22	13.060	45	25.568
23	13.887		

(注) 加入期間 45年を超えた場合は1年ごとに0.388を加算

(注) 加入期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・・・・B

支給率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$

(小数点以下4位を四捨五入)

別表（3） 退職一時金・遺族一時金支給率表

平成16年10月1日改正

加入期間	支給率(倍)	加入期間	支給率(倍)
1 年	0.377	24 年	17.061
2	0.707	25	18.146
3	1.037	26	19.231
4	1.595	27	20.355
5	1.980	28	21.479
6	2.419	29	22.641
7	2.928	30	23.804
8	4.322	31	24.191
9	4.906	32	24.579
10	5.476	33	24.966
11	6.038	34	25.354
12	6.548	35	25.741
13	7.276	36	26.129
14	7.754	37	26.516
15	8.459	38	26.904
16	9.234	39	27.291
17	10.087	40	27.679
18	11.017	41	28.067
19	11.947	42	28.455
20	12.954	43	28.843
21	13.961	44	29.231
22	14.969	45	29.619
23	<b>16.015</b>		

(注) 加入期間 45年を超えた場合は1年ごとに0.388を加算

(注) 加入期間に1年未満の端数が生じた場合の支給率は次による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた支給率・・・・・・A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた支給率・・・・・・B

支給率 =  $A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$

(小数点以下4位を四捨五入)

別表（3） 退職一時金・遺族一時金支給率表

平成16年10月1日改正前

加入期間	支給率(倍)	加入期間	支給率(倍)
1 年	0.629	11 年	7.275
2	1.179	12	8.185
3	1.729	13	9.095
4	2.279	14	10.005
5	2.829	15	10.915
6	3.455	16	12.005
7	4.183	17	13.300
8	4.911	18	14.700
9	5.639	19	16.100
10	6.367	20	17.600

別表（4） 年金に代えて支給する一時金の支給率表

加入期間	支給率(倍)	加入期間	支給率(倍)
20 年	17.6	33 年	39.0
21	19.2	34	40.0
22	20.9	35	41.0
23	22.6	36	42.0
24	24.3	37	43.0
25	26.0	38	44.0
26	28.0	39	45.0
27	30.0	40	46.0
28	32.0	41	47.0
29	34.0	42	48.0
30	36.0	43	49.0
31	37.0	44	50.0
32	38.0	45	51.0

注)加入期間 45年を超えた場合は1年毎に1.0を加算。